

○柏市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

平成20年1月31日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市浄化槽保守点検業者登録条例（平成19年柏市条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 条例第4条第1項に規定する申請書は、浄化槽保守点検業者登録（更新登録）申請書とする。

2 条例第4条第2項第1号に規定する書面は、誓約書とする。

3 条例第4条第2項第2号に規定する書類は、器具明細書とする。

4 条例第4条第2項第3号に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の位置を示す図面

(2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し

(3) 住民票の写し（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）

(4) 条例第9条第4項の規定による研修の機会の確保に係る計画を記載した書類

(5) 第7条各号に掲げる器具を当該器具ごとに撮影した写真

(平24規則77，令8規則44・一部改正)

(登録簿の閲覧又は謄本の交付の請求)

第3条 条例第5条第3項の規定により浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧又は謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧（謄本交付）請求書を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第4条 登録簿の閲覧場所は、浄化槽保守点検業者登録担当部署とする。

2 登録簿の閲覧日は柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日とし、その閲覧時間は午前9時から午後5時までとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により、閲覧日又は閲覧時間を変更することができる。

- 4 登録簿を閲覧する者は、登録簿を閲覧場所以外の場所に移動させてはならない。
- 5 市長は、前条若しくは前項の規定に違反する者、職員の指示に従わない者又は登録簿を汚損し、若しくはき損するおそれがあると認められる者に対して、登録簿の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

(変更の届出)

第5条 条例第7条第1項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業者変更届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項に変更があった場合 第2条第4項第3号に掲げる書類
- (2) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項（営業所の名称を除く。）に変更があった場合 同条第2項第2号に規定する書類並びに第2条第4項第1号及び第2号に掲げる書類及び図面
- (3) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項に変更があった場合 登記事項証明書及び新たに役員となる者がある場合においては、その者が条例第6条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約する旨を記載した誓約書
- (4) 条例第4条第1項第5号に掲げる事項に変更があった場合 第2条第4項第2号に掲げる書類

(廃業等の届出)

第6条 条例第8条第1項の規定により届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者廃業等届出書を市長に提出しなければならない。

(営業所に備える器具)

第7条 条例第9条第2項に規定する規則で定める器具は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水素イオン濃度指数測定器具
- (2) 汚泥沈殿^{ちんでん}試験器具
- (3) 透視度計
- (4) 亜硝酸性窒素測定器具

- (5) 塩素イオン濃度測定器具（し尿のみを処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。）
- (6) 温度計
- (7) スカム測定器具
- (8) 汚泥厚測定器具
- (9) 残留塩素測定器具
- (10) 溶存酸素計
- (11) 混合液浮遊物質濃度計（し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽の保守点検を行う浄化槽保守点検業者に限る。）
- (12) 顕微鏡
(研修)

第8条 条例第9条第4項の規則で定める研修は、浄化槽の維持管理に関する知識及び技能の向上を図るための研修であって、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 浄化槽行政の動向
- (2) 浄化槽の構造及び機能
- (3) 浄化槽の保守点検及び清掃
- (4) 県内の浄化槽に関する普及の状況及び施策の展開の状況
- (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項及び法第11条第1項に規定する水質に関する検査
- (6) その他浄化槽の保守点検に必要な事項

2 前項の研修は、次に掲げる者が実施するものとする。

- (1) 国，都道府県又は市町村
- (2) 法第57条第1項に規定する指定検査機関
- (3) 浄化槽に関する普及啓発又は適正な維持管理の推進に関する事業を行う法人であって営利を目的としないもの
- (4) その他市長が認める法人
(令2規則42・追加)

(標識)

第9条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名（法人にあっては、その名称）
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間
- (4) 営業所に置かれている浄化槽管理士の氏名

2 条例第10条に規定する標識は、柏市浄化槽保守点検業者登録票とする。

（令2規則42・旧第8条繰下）

（帳簿の備付け）

第10条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第10条第3項の規定による浄化槽の保守点検の委託をした浄化槽管理者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 前号の委託に係る浄化槽の設置場所、処理対象人員及び処理方式
- (3) 第1号の委託を受けた年月日（委託契約に委託期間の定めがある場合にあっては、当該年月日及び委託期間）
- (4) 第1号の委託に係る浄化槽の保守点検を実施した年月日
- (5) 条例第9条第4項の規則で定める研修を受講した浄化槽管理士の氏名並びにその研修の名称及び年月日

2 浄化槽保守点検業者は、前項各号に掲げる事項を記載した条例第11条に規定する帳簿を年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）ごとに作成し、当該年度の終了後3年間（同項第5号に掲げる事項を記載した帳簿にあっては、5年間）保存しなければならない。

3 浄化槽保守点検業者が、条例第11条に規定する帳簿の記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

4 浄化槽保守点検業者が、条例第11条に規定する帳簿の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 作成された電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

(2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準じる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を浄化槽保守点検業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

5 浄化槽保守点検業者が、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

（令2規則42・旧第9条繰下・一部改正）

（身分を示す証明書）

第11条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

（令2規則42・旧第10条繰下）

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（令2規則42・旧第11条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 浄化槽保守点検業者（条例附則第2項の規定により条例第3条第1項又は第3項の規定によりなされたものとみなされた登録を受けている者に限る。）に係るこの規則の施行の日から当該登録の有効期間が満了する日までの間における第8条第2項の規定の適用については、同項中「柏市浄化槽保守点検業者登録票」とあるのは、「この規則の施行の日の前日における千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年千葉県規則第59号）第8条第2項に規定する浄化槽保守点検業者登録票（別記第9号様式）」とする。

附 則（平成24年規則第77号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和2年規則第42号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第44号）

この規則は、令和8年7月1日から施行する。